

令和4年 No.1

○国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

外部研究費の範囲を明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年1月12日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年1月13日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第1号

国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の
確保に関する取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程
(令和3年規程第1号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学外部研究費による研究に係る研究時間等の確保に関する取扱規程の一部改正について

改正理由：外部研究費の範囲を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「外部研究費」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち研究に係るもの</u></p> <p>イ <u>本学において学外の機関から研究経費を受け入れて、本学の専任教員と外部機関の研究者が共通の課題について共同して行う研究に係る経費</u></p> <p>ウ <u>本学が民間企業等から委託を受けて、本学の専任教員が行う研究に係る経費のうち委託者が負担するもの</u></p> <p>(2) 「配分機関等」とは、<u>省庁及びその他の競争的研究費制度を実施する機関並びに本学と共同し又は本学が委託を受けて研究を行う学外の機関をいう。</u></p> <p>(3) 「P I」とは、本学の教員のうち、外部研究費の獲得又は受入により行う研究の遂行に関して一部又は全ての責任を持つ研究者 (Principal Investigator) をいう。</p> <p>(4) 「エフォート」とは、本学のP Iが、学外の機関から外部研究費を獲得又は受け入れて研究を行う場合に、当該P Iの年間の全仕事時間100%に対して当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。</p> <p>(5) 「バイアウト」とは、本学のP Iが、自らの研究遂行時間を確保するために外部研究費の直接経費から必要経費を支出して、当該P Iが担当する学内の教育活動を代行させることをいう。</p> <p>(6) 「部局」とは、各学系、次世代教育研究センター、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、国際教育センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、教育インキュベーションセンター、教員養成開発連携センター、こどもの学び困難支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>(P Iに係る人件費の支出)</p> <p>第3条 本学は、第6条に規定する活用方針の基、P I本人が希望する場合には、<u>配分機関等</u>の審査を経て、外部研究費 (P Iの人件費の支出が可能なものに限る。以</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「外部研究費」とは、<u>省庁等 (以下「配分機関」という。) の公募により競争的に獲得される経費のうち研究に係るもの及び本学において学外の機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員と外部機関の研究者が共通の課題について共同して行う研究に係る経費をいう。</u></p> <p>(2) 「P I」とは、本学の教員のうち、外部研究費の獲得又は受入により行う研究の遂行に関して一部又は全ての責任を持つ研究者 (Principal Investigator) をいう。</p> <p>(3) 「エフォート」とは、本学のP Iが、学外の機関から外部研究費を獲得又は受け入れて研究を行う場合に、当該P Iの年間の全仕事時間100%に対して当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。</p> <p>(4) 「バイアウト」とは、本学のP Iが、自らの研究遂行時間を確保するために外部研究費の直接経費から必要経費を支出して、当該P Iが担当する学内の教育活動を代行させることをいう。</p> <p>(5) 「部局」とは、各学系、次世代教育研究センター、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、国際教育センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター、理科教員高度支援センター、教育インキュベーションセンター、教員養成開発連携センター、こどもの学び困難支援センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>(P Iに係る人件費の支出)</p> <p>第3条 本学は、第6条に規定する活用方針の基、P I本人が希望する場合には、<u>配分機関</u>の審査を経て、外部研究費 (P Iの人件費の支出が可能なものに限る。以下</p>

下この条及び第5条において同じ。)の直接経費から当該P Iの人件費を支出することができる。

2～4 [省略]

[省略]

(財源の活用等)

第6条 学長は、別に定める活用方針に沿って、P Iの人件費支出に伴って確保した財源により、P Iの待遇改善、若手研究者向けの研究支援その他本学の研究力強化に資する取組を行う。

2 学長は、前項により行った財源の活用実績等について、直接経費から人件費を支出したP Iに対して報告を行うものとする。併せて、別に定める活用実績報告書により、財源を活用した年度の翌年度の6月30日までに、配分機関等に対して活用実績を提出するものとする。

3 本学は、別に定める活用方針とともに、前項の活用実績報告書を本学ホームページ等で公表することを原則とする。

[省略]

附 則

この規程は、令和4年1月13日から施行する。

この条及び第5条において同じ。)の直接経費から当該P Iの人件費を支出することができる。

2～4 [省略]

[省略]

(財源の活用等)

第6条 学長は、別に定める活用方針に沿って、P Iの人件費支出に伴って確保した財源により、P Iの待遇改善、若手研究者向けの研究支援その他本学の研究力強化に資する取組を行う。

2 学長は、前項により行った財源の活用実績等について、直接経費から人件費を支出したP Iに対して報告を行うものとする。併せて、別に定める活用実績報告書により、財源を活用した年度の翌年度の6月30日までに、配分機関に対して活用実績を提出するものとする。

3 本学は、別に定める活用方針とともに、前項の活用実績報告書を本学ホームページ等で公表することを原則とする。

[省略]